

職業訓練生託児支援事業奨励金

職業訓練期間中の**保育料の半額**（上限有）を支給します。

対象者

下記のすべての条件に該当する方

- (1) 県内在住の就職希望者で、鳥取県立産業人材育成センターが実施する**職業訓練を受講される方**
- (2) 未就学児童の保護者で、**職業訓練を受講するにあたり、当該児童を保育することができない方**で、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育できない方
- (3) 上記(1)、(2)のため、**当該児童を保育所等に預けられる方**
(保育所等とは、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業を実施する施設、家庭的保育事業を実施する施設、児童発達支援センター、またこれらの施設に預けることが困難な児童を預けた施設をいいます。)

支給額

訓練受講期間中に、保育所等の保育を受けるため 保育所等に支払う費用の2分の1以内（円未満切捨）

※他の助成金を活用する場合は、他の助成金額を控除した後の費用の2分の1以内

※訓練受講期間に1月未満の端数がある場合は、当該月の支給額は日割りで算出します。

上限額

保育児童 1人：月額1万5千円
2人以上：月額2万3千円

雇用保険の受給資格者等の方へ

求職活動関係役務利用費の支給対象期間中は併給できませんのでご注意ください。

※求職活動関係役務利用費は、雇用保険の受給資格者等の方に対して、一定の要件を満たす場合に支給されます。制度の詳細は最寄りのハローワークにお尋ねください。

申込先

[東部・中部地区]
産業人材育成センター倉吉校
電話 0858-26-2247
ファクシミリ 0858-26-2248

[西部地区]
産業人材育成センター米子校
電話 0859-24-0372
ファクシミリ 0859-24-4094



**最寄りの
ハローワーク**

産業人材育成センターが行う職業訓練の受講申込
※受講決定には選考試験があります。

各保育施設

訓練受講決定後、各保育施設（保育所であれば役場）で入所手続き
※既に保育所等に預けられている方は、改めて手続きを行う必要はありません。

**各産業人材
育成センター**

入所手続き後、産業人材育成センターに『奨励金支給認定届』を提出

[添付書類]

- ・世帯全員の住民票
- ・保育所等が発行する保育期間及び保育料の額を証明する書類

各訓練施設**訓練の受講****各産業人材
育成センター**

訓練終了後、産業人材育成センターに『奨励金支給申請書』を提出

[添付書類]

保育料の領収書の写し又は通帳の写し等
又は産業人材育成センター指定様式 等

**各産業人材
育成センター**

訓練受講状況（出席率8割以上）の確認等審査後、
指定の口座に奨励金を支給
※訓練の受講状況等によっては支給されないことがあります。

留意事項

令和4年4月分から令和5年3月分の保育費用に対し奨励金を支給します。
また、年度をまたぐ訓練のうち来年4月分以降の支給については、次年度の予算成立後支給を決定します。
なお、虚偽その他の不正行為によって奨励金を受給した場合は、返還していただくことがあります。